

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

☎ 本庁舎子ども未来課 (13 番窓口)
☎ 0857-30-8239 ☎ 0857-20-3907

物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

※詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。



給付額 児童 1 人あたり一律 5 万円

期限 令和6年2月29日(木)まで(当日消印有効)

対象

【ひとり親世帯】

- ①令和5年3月分の児童扶養手当の受給者(申請不要)。
- ②公的年金などを受けていることで、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けられない人。
- ③物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月以降の収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人。

【ひとり親世帯以外】

- ①令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者であった人(申請不要)。
- ②①以外で対象児童(平成17年4月2日(障害児の場合平成15年4月2日)から令和6年2月29日までに出生)の養育者であって、物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった人。

電動キックボードの公道走行には登録が必要です

☎ 本庁舎市民税課 (20 番窓口)
☎ 0857-30-8144 ☎ 0857-20-3921
☎ 各総合支所市民福祉課 (☎ 10\$)

令和5年7月1日から、最高時速 20km/h以下で一定の要件を満たす電動キックボードは、16歳以上の人なら免許なしでも公道走行が可能になります。公道を走行するためには、「特定小型原動機付自転車」として登録し、標識(ナンバープレート)の交付を受ける必要があります。



標識交付場所 本庁舎市民税課
各総合支所市民福祉課

※交通反則通告制度などの対象

※軽自動車税(年額 2000 円)がかかります

低所得世帯に対する 物価高騰支援給付金

☎ 低所得世帯に対する物価高騰支援給付金班
☎ 0857-30-8250 (専用ダイヤル)

令和5年度住民税非課税世帯等に対し物価高騰支援給付金を給付します。

※詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。



給付額 1世帯あたり3万円
18歳以下の子ども(平成17年4月2日以降生まれ)1人あたり5万円

期限 10月31日(火)

対象

- ①令和5年4月1日時点で本市に住民票のある世帯で、世帯全員の令和5年度住民税が非課税または均等割のみ課税の世帯(住民税所得割が課税されている者の扶養親族などのみで構成される世帯は除く)。
 - ②申請時点で本市に住民登録がある世帯で、令和5年1月以降に予期せず家計が急変し、低所得世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)。
- ※①、②は重複受給できません。令和4年度住民税によりすでに本給付金を受給した世帯も対象外。
※子ども1人あたり5万円は「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」と重複受給できません。
※①の対象となる世帯には7月下旬頃に確認書を送付予定。②に該当する世帯は上記期限までに申請が必要。

気軽に健康チェック してみませんか?

☎ 本庁舎医療費適正化推進室 (13 番窓口)
☎ 0857-30-8227 ☎ 0857-20-3906

■糖尿病予防啓発キャンペーン(血糖値測定)

医師、管理栄養士などが結果の説明を行います。
とき 7月5日(水) 13:30~15:00
※予約不要、時間内にお越しください
ところ 麒麟 Square 1階情報スペース

■お気軽健康チェック

血圧・血糖値の測定と講話のプログラム。
とき 7月25日(火) 13:30~15:00
ところ 本庁舎6階会議室6-4
対象 35歳以上で市内に住民票がある人
定員 15人 ※要予約・先着順
参加料 無料 ※来場者プレゼントあり
申込み 7月5日(水) 8:30~

※イベントや講座などは中止・延期・内容が変更になる場合があります。

生活環境課からのお知らせ

☎ 本庁舎生活環境課 (25 番窓口) ☎ 0857-30-8084 ☎ 0857-20-3918

鳥取地域の祝日のごみ収集

※国府・福部・河原・用瀬・佐治・気高・鹿野・青谷地域については、総合支所だよりをご確認いただくか、各総合支所市民福祉課にお問い合わせください

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	プラスチックごみ	ペットボトル	資源ごみ 小型破碎ごみ
7月17日(月) (海の日)	収集します			お休みします	

※ごみステーションに不要な容器がある場合は、生活環境課または各町総合支所市民福祉課にご連絡ください。

【注意事項】

ごみを出すときは必ず収集日を守り、午前8時までに出してください。ただし、自然災害などでごみ収集を中止する場合があります。ごみ出しが困難と思われる場合は、次回の収集日(安全な日)に出すようにしてください。

乾電池・蛍光灯の収集(鳥取地域)



鳥取地域の次の乾電池、蛍光灯の収集は**8月1日(火)~7日(月)の小型破碎ごみの収集日**です。乾電池は透明または半透明の袋に入れ、蛍光灯は割れないよう購入時のケースなどに入れて出してください。

鳥取市出前講座 とっとり学び隊

☎ 本庁舎生涯学習・スポーツ課 (58 番窓口)
☎ 0857-30-8426 ☎ 0857-20-3954

みなさんの生涯学習を支援するため、市職員が講師となってあなたのまちへ出かけます。

それぞれの部署によるメニューを取り揃えています。講師料や交通費はかかりません。公民館での生涯学習事業や地域での学習会にぜひご利用ください。

開催日 原則平日の9:00~17:00
※それ以外の日時は担当課へご相談ください。

対象 本市の各公民館や、市内に在住・在勤・在学している人で、原則として5人以上で構成された団体・グループ
※公民館で活動されている団体の場合は、ご相談ください。

申込み 開催希望日の1カ月前までに、講座の担当課へご連絡ください。
※場合によってはお受けできないこともあります。ご了承ください。

※講座メニュー・その他詳細は、本市公式ウェブサイトをご覧ください。



最新の情報は、本市公式ウェブサイトか、各問合せ先でご確認ください。

システムメンテナンスに伴う 「コンビニ交付」の停止

☎ 本庁舎市民課 (6 番窓口)
☎ 0857-22-8111 (鳥取市コールセンター)
☎ 0857-20-3909

システムメンテナンスのため、証明書の「コンビニ交付」を停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解の程お願いいたします。

【コンビニ交付停止日】 7月19日(水) 終日

令和5年度の介護保険料

☎ 本庁舎長寿社会課 (13 番窓口)
☎ 0857-30-8212 ☎ 0857-20-3906
☎ 各総合支所市民福祉課 (☎ 10\$)

■令和5年度の介護保険料

65歳以上の人の介護保険料の額や納付方法については、7月中旬にお送りする納入通知書でお知らせしますので、必ず内容をご確認ください。

■介護保険利用者へ負担割合証をお送りします

8月からの介護サービスの利用者負担の割合(1~3割)は、要支援・要介護認定を受けている人と事業対象者に該当する人へ7月中旬にお送りする「介護保険負担割合証」(黄緑色)でご確認ください。

なお、介護保険負担割合証の有効期間は8月から翌年7月までの1年間です。